東京電力株式会社 資材部

## 契約上の留意事項について

拝啓 福島第一原子力発電所の事故により,広く社会の皆様に大変なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを心よりお詫び申し上げます。また,一刻も早い事故収束・復旧に向けてご尽力頂いていることに対しまして,篤く御礼申し上げます。

さて,先般「標準契約書の改定について」にて,「反社会勢力の排除に係る条項」についてご協力をお願いしたところでございますが,弊社といたしましては,皆様方に安心してお取引して頂き,早期の事態収束および安定した電力供給を実現するため,情報セキュリティの確保・個人情報の保護等の基本的な条項についても,改めて襟を正して徹底していく所存でございます。

つきましては,皆様におかれましても,上記趣旨のご理解をお願いしますとともに,弊 社契約条項をよく吟味の上,ご対応頂けると幸甚に存じます。

敬具

## 【参考 弊社委託契約標準請書より抜粋】

(秘密の保持)

## 第5条

- 2 本条における「万全な対策」とは、秘密保持に関する取扱規則の作成、関係者からの秘密保持誓約書の徴収、アクセスの管理、情報持出し手段の制限、外部からの不正アクセス防止のための措置、その他情報の漏洩・開示情報の滅失または毀損防止等の安全管理措置をいう。(パソコンを媒体とする情報の流出を含む。)
- 5 発注者および受注者は,契約成立の前後を問わず,本契約に関する秘密情報を善良なる管理者の注意 義務により管理するとともに,秘密情報の漏洩に対する万全な対策を講じ,本契約に関する秘密情報を 守秘しなければならない。なお,個人情報については,個人情報の保護に関する法律等(関連する諸法 令,個人情報の保護に関する基本方針,個人情報保護ガイドラインを含む。)を遵守しなければならない。 (パソコンの使用制限)
- 第6条 発注者および受注者は,契約成立の前後を問わず,本契約を履行するにあたり,パソコンの使用を必要とする場合は,パソコンを媒体とする情報の流出を防ぐため,次の各号を遵守しなければならない。
  - (1) 個人所有パソコンの使用禁止
  - (2) ファイル交換ソフトがインストールされているパソコンの使用禁止
  - (3) 有効なウイルス対策ソフトがインストールされていないパソコンの使用禁止

以上